

# 欧米競争政策の動向のポイント

2024年7月19日 No.50

## 内 容

### I 米国競争法(政策)

#### 1 取引制限行為事件

- (1) 司法省と州連合、全米大学教育協会ディビジョン I 機関間で行われる学生アスリート獲得競争の回復を図る(2024年5月30日)

#### 2 独占行為事件

- (1) 司法省、ライブコンサートに係る各市場を独占化したとの嫌疑でライブネーション・チケットマスターを提訴(2024年5月23日)

### II 欧州競争法(政策)

#### 1 共謀行為/濫用行為

- (1) 欧州委員会、越境取引制限を理由に Modeléz に対し 3 億 3750 万ユーロの制裁金を賦課(2024年5月23日)

#### 2 共謀行為に対する異議告知書送付

- (1) 欧州委員会、Alchem に対し EU における初の製薬カルテルに関する異議告知書を送付(2024年6月13日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

本号では、取引制限行為事件 1 件また独占行為事件 1 件が取り上げられている。

取引制限行為事件では、学生アスリートが二度目に転校するとその転校先では一年間試合に出られないという全米大学体育協会ディビジョン I のルールがアスリート獲得競争を制限していたとして、同ルールの復活等を禁じている同意判決案が司法省及び 10 州とコロンビア特別区の司法長官らよりウェストバージニア州地区地裁に提出された。本同意判決案が同地裁によって承認されれば、同協会は、具体的には転校後の競技資格に関する上記規則を復活させたり、ディビジョン I の大学間に同様の制限を課す規則を導入したり、また同規則に関連して学生アスリートや彼・彼女の大学に対して賠償規則を実施したりするということが禁止されるようになる。

独占行為事件では、ライブコンサートに係る各市場で独占行為を行ったとの嫌疑で、ライブネーションとその完全子会社であるチケットマスターに対し、司法省と 29 州・1 区の司法長官らが民事反トラスト法訴訟を起こした

### 1 取引制限行為事件

#### (1) 司法省と州連合、全米大学教育協会ディビジョン I 機関間で行われる学生アスリート獲得競争の回復を図る(2024 年 5 月 30 日)<sup>1</sup>

本日(2024 年 5 月 30 日)、司法省は大学間スポーツ競技を規制する最大規模の全国組織である National Collegiate Athletic Association(全米大学教育協会、以下「NCAA」という。)が、転校後の競技資格に関する規則(Transfer Eligibility Rule)<sup>2</sup>を復活させたり、ディビジョン I の大学間で同様の制限を課す規則を導入したり、また同規則に関連して如何なる者に対しても賠償規則(Rule of Restitution)<sup>3</sup>を実施したりするのを禁じている同意判決案を提出した。

司法省反トラスト局は 1 月 18 日、シャーマン法に基づく NCAA に対する民事訴訟に参加し、転校後の競技資格に関する NCAA 規則の廃止を求めた<sup>4</sup>。この規則が大学生アスリートの獲得を巡る競争を制限し、またより良い教育と運動の機会を提供する大学に彼ら・彼女らが転校し

<sup>1</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department and State Coalition Restore Competition for College Athletes at NCAA Division I Institutions, May 30, 2024.

<sup>2</sup> (訳注)学生アスリートが二度目に転校するとその転校先では一年間試合に出られないというルール。

<sup>3</sup> (訳注)NCAA の違法行為に対して原告が裁判所から予備的差止命令等を勝ち取り、また学生アスリート又は彼・彼女の大学がその命令に遵守した行動を取ったならば、NCAA はその命令が取り消された場合等、同アスリートや大学に対して制裁を課すことができるというルール。

<sup>4</sup> (訳注)その後の 2024 年 4 月 24 日に NCAA は同規則を廃止した。

うる能力を制限している、と同省は主張した。また司法省、10州<sup>5</sup>及びコロンビア特別区が提出した当該修正訴状では、NCAAの賠償規則は大学生アスリートが法廷で反競争的な規則に不服を申し立てるのを妨げているため、反競争的であるとも主張されている。

本同意判決案が裁判所によって承認されれば、NCAAは転校後の競技資格に関する規則を実施し、また同様な如何なる規則についても将来的に採用するということが禁止されるようになる。転校後の競技資格に関する規則によって大学生アスリートが受けた害を是正するために、この同意判決案は、NCAAに対し、その規則の結果としてこれまで一シーズン又は一シーズンの一部において参加資格がないとみなされていた特定の資格のある大学生アスリートに1年間の資格を追加的に付与するよう求めている。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は、次のように述べた。

「移籍可動性を不当に制限する反競争的規則(“anticompetitive rules that unfairly restrict their mobility”)から解放され、ディビジョンIの大学生アスリートはこれで学業、個人また専門能力の開発ニーズに最も適した教育機関を選べられるようになる。この和解合意は、全てのアメリカ国民に自由市場と公正な競争が保障されることに連邦と州執行当局らが協力していることで得られるであろう利点を証明するものである。」

NCAAの1回限りの移籍ルールは、男子及び女子ディビジョンIバスケットボール並びにフットボールボウルサブディビジョン(Football Bowl Subdivision)のフットボールに係る選手獲得市場における競争を不当に制限し、またその他全ての男女ディビジョンI競技に係る選手獲得市場における競争も不当に制限していた、と原告側がその修正訴状で主張した。この規則の実施により、複数回転校した大学生アスリートは、新しい学校でNCAAの競技大会に出場する資格が得られるまで、一シーズン全体を傍観する(sit on the sidelines)ことが強制されていた。原告側はさらに、その修正訴状で、当該制限の行使により、大学生アスリートの交渉力が制限され、教育経験と運動経験の両方が損なわれていたとも主張した。NCAAのディビジョンIIも、転校後の競技資格に関する同様の規則を設けていたが、既に当該規則を改定して、編入生に対して適用される1年間の居住要件を削除した。

タニー法で義務付けられているとおり、本和解案は、競争上の影響に関する意見とともに連邦官報に掲載される予定である。何人も60日間の意見提出期間中に、司法省反トラスト局メディア・エンターテインメント・コミュニケーション部門長宛てに、本同意判決案に関する書面によるコメントを提出することができる。コメント期間が終了した時点で、ウェストバージニア州北部地区連邦地方裁判所は、本同意判決案が公共の利益にかなうと認めた場合、最終判決を下すことができる。

## 2 独占行為事件

---

<sup>5</sup> (訳注)コロラド州、イリノイ州、ミネソタ州、ミシシッピ州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、オハイオ州、テネシー州、バージニア州及びウェストバージニア州。

## (1) 司法省、ライブコンサートに係る各市場を独占化したとの嫌疑でライブネーション・チケットマスターを提訴(2024年5月23日)<sup>6</sup>

司法省は、30人の州・地区<sup>7</sup>司法長官らと共に、Live Nation Entertainment, Inc.(以下「ライブネーション」という。)とその完全子会社である Ticketmaster L.C.C.(以下「チケットマスター」という。)(両社合わせて、以下「ライブネーション・チケットマスター」という。)に対し、ライブ・エンターテインメント業界全体にわたる各市場における競争を阻害する独占行為その他の違法行為を行ったとの嫌疑で民事反トラスト法訴訟を起こした。この訴訟は、ライブコンサート業界における競争を回復させ、より低い価格でより良い選択肢をファンに提供し、また現役ミュージシャンや他のパフォーマンスアーティストに会場らの扉を開くのを目指しており、ちなみに構造的救済措置の要求も含んでいる。

ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に本日(2024年5月23日)提出された訴状は、ライブネーション・チケットマスターがシャーマン法第2条に違反して不法に独占力を行使していると主張するものである。本訴状によれば、当該行為の結果、米国における音楽ファンは時代遅れのテクノロジーの使用を余儀なくされながら、チケット販売の革新を奪われ、また他国でのファンよりもより高額なチケット代を払っている。また、それによれば、同時に、ライブネーション・チケットマスターは競争を阻害する形で、出演者と会場、独立系プロモーターに対してその支配力を行使している。ライブネーション・チケットマスターはまた、ライバルの参入と拡大を制限する競争への障壁も生み出している。

メリック・B・ガーランド司法長官は、次のように述べた。

「ライブネーションは米国のライブ・エンターテインメント業界における同社の独占的支配を行使するに当たり違法かつ反競争的な行為に依存しており、当該行為によってファン、アーティスト、小規模プロモーターまた会場運営者が犠牲になっている、と我々は主張する。支配の結果として、ファンはより多くの料金を支払い、アーティストにはコンサートを行う機会が減り、小規模なプロモーターは締め出され、また会場にとってのチケット販売サービスの実質的選択肢が減っている。ライブネーション・チケットマスターを分割する時が来た。」

リサ・モナコ司法副長官は次のように述べた。

「今日の発表は、企業の不正行為と闘う司法省の最新の取組を反映している。企業の不正行為に対する私達の闘いには反競争的行為への焦点も含まれており、ちなみに、当該行為は消費者、

---

<sup>6</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues Live Nation-Ticketmaster for Monopolizing Markets Across the Live Concert Industry, May 23, 2024.

<sup>7</sup> (訳注)アリゾナ州とアーカンソー州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、フロリダ州、イリノイ州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、ネバダ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、オハイオ州、オクラホマ州、オレゴン州、ペンシルベニア州、ロードアイランド州、サウスカロライナ州、テネシー州、テキサス州、バージニア州、ワシントン州、ウェストバージニア州、ウィスコンシン州、ワイオミング州、並びにコロンビア特別区。

労働者、あらゆる種類の企業に不利益をもたらす。本日の訴状は、ライブネーション・チケットマスターがライブコンサート市場における両社の支配力を強化し、また業界全体の門番としての役割を果たすために反競争的行為に関与したと主張するものである。今日の措置はファン、アーティスト、そして彼ら・彼女らを支援する業界にとって、この時代のライブ音楽をより身近なものにするための一歩前進である。」

ベンジャミン・C・マイザー司法長官補代行は次のように述べた。

「司法省は、ライブ音楽を含む経済全体での競争への全面的な取組に全力を注いでいる。私達の訴状で主張されているように、ライブネーション・チケットマスターは全米各地におけるファンと会場、アーティストを犠牲にしてコンサートその他のライブイベントの各市場それぞれを独占している。同省は、この業界における競争を回復させるために本訴訟を起こしたことに誇りを持っている。」

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は次のように述べた。

「ライブネーション・チケットマスターが違法独占を有するため、米国のライブ音楽業界は崩壊している。私達の反トラスト法訴訟はファンとアーティストの利益のために、ライブネーション・チケットマスターの独占を解消し、競争の回復を図ろうとしている。」

本訴状によると、ライブネーション・チケットマスターはいくつかのコンサート・プロモーションや最初のチケット販売市場のそれぞれで独占をずっと不法に維持し、またアリーナや円形劇場などのライブコンサート会場らに影響を与えるその他の排他的行為もずっと行っている。この訴状で司法省はさらに、ライブネーション・チケットマスターの排他的行為が、「弾み車」(“flywheel”)と呼ばれている慣行を強化し、保護していると主張している。弾み車とはまた、ライブネーション・チケットマスターの自己強化型ビジネス・モデルを象徴する物体でもあり、同モデルにおいて同社は、コンサートのファンとスポンサーから手数料と料金を徴収し、その収入を利用してアーティストを独占的なプロモーション契約に拘束し、強力なライブ・コンテンツを利用して会場に長期のチケット販売契約を結ばさせ、そして、最初に戻って、この循環を繰り返している。ライブネーション・チケットマスターの反競争的な行為は、ライバルが能率競争を行う上で、さらに多くの障壁を生み出している。具体的に、ライブネーション・チケットマスターは、要旨以下のとおり、競争を排除して各市場を独占するために様々な戦術をずっと行っている。

- **オークビュー・グループとの関係：**ライブネーション・チケットマスターは、潜在的な競合他社からパートナーに転じたオークビュー・グループとの長年の関係を利用して、オークビュー・グループは自らを、ライブネーションのための「金槌」(“hammer”)であり、「保護者」(“protect[or]”)でもあると以前に何度も表明した。ここ数年間にわたって、オークビュー・グループはアーティストの才能を求めてライブネーションと入札において競り合うのを何度も避け、チケットマスターと排他的契約を結ぶよう会場らに何度も働きかけた。例えば、ライブネーションは、オークビュー・グループが競争しようとし

ていることを度重なり叱責した。ある例では、ライブネーションは、「誰がアーティスト・エージェントの思いツポにはまるほど愚かになれるだろう (play into [an artist agent's] arms)」と尋ね、また別の機会では、ライブネーションは、「私達が互に張り合うようにアーティスト・エージェントがこれから働きかけてこないように (don't let the [artist agency] now start playing us off) しよう」と述べた。

- **潜在的な参入者に対する報復：**ライブネーション・チケットマスターは、ある企業の子会社の1社が米国のコンサート・プロモーション市場への足がかりを得るために同社と競い合うのを止めない限り、その企業に対して金銭的報復を行うと脅すことに成功した。
- **ライバルと取引する会場に対する脅迫と報復：**全てのライブコンサート会場は、ライブネーション・チケットマスターがコンサート・プロモーションにおいて支配力を有することの意味を知っている。それは、あるライブコンサート会場が、別のプロモーター又はチケット販売業者を選択すると、同会場はライブネーション・チケットマスターから反発を受け、コンサートと収益、ファンを失うリスクがあるということである。
- **排他的契約による競争相手の排除：**ライブネーション・チケットマスターは、コンサート会場らが競合する発券業者を検討したり選択したり、或いはより優れた、又はより費用対効果の高い発券技術に切り替えることができないようにするため、それらの会場を長期の排他的契約に縛り付けている。これらの契約によって、ライブネーション・チケットマスターは独自の発券技術の進歩と顧客サービスの向上に対する競争圧力の軽減を図ることができる。
- **会場による発券業者数社の利用阻止：**ライブネーション・チケットマスターの行為と排他的契約により、これまでと異なる新たなプロモーションや発券の競合他社又はビジネス・モデルの出現が阻止されている。当該慣行により、会場は複数のチケット販売者を利用することができず、ちなみに、当該販売者は価格と料金、品質、革新性の最適な組み合わせをファンに提供することで競い合うようになるだろう。
- **アーティストに対する会場へのアクセス制限：**ライブネーション・チケットマスターは、買収やパートナーシップ、契約を通じて、円形劇場を含む主要な会場の支配権をますます獲得している。ライブネーション・チケットマスターは、アーティストが両社のプロモーション・サービスの利用に同意しない限り、アーティストによる会場の使用を制限している。
- **競合他社と競争上の脅威の買収：**ライブネーション・チケットマスターは、社内で脅威と認識していた小規模及び地域のプロモーター数社を、それらの後に戦略的に買収した。各買収以降、競争はずっと阻害され、アーティストの報酬も影響を受け続けている。

ライブネーションは、カリフォルニア州ビバリーヒルズに本社を置くデラウェア州の法人である。同社は自らを「世界最大規模のライブ・エンターテイメント会社」、「ライブ音楽コンサートの世界最大のプロデューサー」、また「世界におけるライブ・エンターテイメントの主要なチ

チケット販売とマーケティング会社」と称している。ライブネーションはまた、米国のトップ100の円形劇場のうち60以上を含む、北米における265以上のコンサート会場を所有又は管理している。同社はコンサート(例えば、プロモーション、会場管理、音楽祭開催事業)、発券(例えば、チケットマスター事業)、スポンサーと広告の3つの事業分野から、全世界で年間220億ドル(約3兆4980億円、1ドル=159円)を超える収益を生み出している。

チケットマスターはライブネーションの完全子会社である。同社はビバリーヒルズに本社を置くバージニア州の有限責任会社である。チケットマスターは、コンサートチケットの発売時にファンにそれを販売し、また購入者が後でそのチケットを転売できる転売プラットフォームも運営している。チケットマスターは米国で断然最大のコンサートチケット販売会社であり、最も近い競合他社の数倍の規模である。

(お問い合わせは、佐藤 潤・米国ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo.co.jp までお願いします。)

## II 欧州競争法(政策)

本号では、共謀行為と濫用行為が認定された事件、共謀行為のおそれがあるとして、異議告知書が送付された事件を取り上げる。

1 件目の Modeléz に対する件において、欧州委員会は、(i)同社がチョコレート、ビスケット、コーヒー製品の境越取引の制限を目的とした反競争的協定又は協調行為を実施したことについて 101 条違反、及び(ii)同社が市場支配的地位を濫用しチョコレートタブレットの販売価格が安い国から高い国へ流入することを阻止したことについて 102 条違反を認定した。

2 件目の Alchem に対する件において、欧州委員会は同社が医薬品成分 N-ブチル臭化スコバラミン／ヒオスシンを対象とする長期にわたるカルテルに関与していたこと対し異議告知書を送付し、同社の行為は 101 条違反に該当するとの予備的見解を通知した。

### 1 共謀行為／濫用行為

#### (1) 欧州委員会、越境取引制限を理由に Modeléz に対し 3 億 3750 万ユーロの制裁金を賦課 (2024 年 5 月 23 日)<sup>8</sup>

欧州委員会は 2024 年 5 月 23 日、加盟国間のチョコレート、ビスケット、コーヒー製品の越境取引を制限したことを理由に、Modeléz International, Inc. (以下「Modeléz」という。)に対し、3 億 3750 万ユーロ(約 573.8 億円、1 ユーロ=170 円換算)の制裁金を賦課した(EU 運営条約 101 条、102 条違反)。欧州委員会は、単一市場がより良く機能することを確保すべく、障壁の撤廃に引き続き尽力している。供給者による地域的供給制限は、単一市場の適切な機能を阻害する、規制によらない障壁の一種である。

#### 本件違反行為

米国に本社を置く Modeléz は、チョコレートとビスケット製品の最大手製造事業者の 1 社である。同社の製品には、Côte d'or、Milka、Oreo、Ritz、Toblerone、TUC などの有名なチョコレートやビスケットブランドのほか、2015 年までは HAG、Jacobs、Velours Noir などのコーヒーブランドが含まれていた。

欧州委員会による調査の結果、Modeléz が、(i)多くのチョコレート、ビスケット、コーヒー製品の境越取引制限を目的とする反競争的協定又は協調行為を実施したこと、及び(ii)チョコレートタブレットの販売をめぐる、国内市場において支配的地位を濫用したことが明らかになった。

欧州委員会は、Modeléz が以下のような 22 件に上る反競争的協定又は協調行為を実施して

<sup>8</sup> Press Release, European commission, Commission fines Modeléz for cross-border trade restrictions, 23 May 2024.

いたことを認定した(EU 運営条約 101 条違反)。

- ・ 7 社の(取引相手/ブローカー)が Modeléz の製品を再販売できる地域又は顧客を制限していた。契約の 1 つには、Modeléz の顧客に対し国内販売価格よりも高い輸出価格を適用するように求める条項も含まれていた。本件行為は EU 市場全域を対象とし、2012 年から 2019 年にかけて実施されていた。
- ・ 複数の加盟国で活動する独占販売代理店 10 社が、Modeléz の事前の許可なく他の加盟国の顧客からの販売要請に応じることを禁止した。本件行為は EU 市場全域を対象とし、2006 年から 2020 年にかけて実施されていた。

また欧州委員会は、Modeléz が 2015 年から 2019 年にかけて、支配的地位を濫用して以下の行為を実施したことを認定した(EU 運営条約 102 条違反)。

- ・ 販売価格が高いオーストリア、ベルギー、ブルガリア、ルーマニア国内において転売されるのを防ぐため、ドイツにおけるブローカーに対し、チョコレートタブレット製品の供給を拒否したこと
- ・ チョコレートタブレット製品を高値で販売していたベルギーへの輸入を防ぐため、オランダにおける同製品の供給を停止したこと

欧州委員会は、Modeléz の実施した違法行為のため、小売業者は加盟国においてより低い価格で同社の製品を自由に調達することができなくなり、域内市場が人為的に分割されたと結論付けた。Modeléz の目的は、境越取引の禁止により高価格国における価格低下を避けることにあった。Modeléz はこのような行為により自社製品の価格を高く設定し続けることができ、最終的には EU の消費者に損害を与えていた。

## 制裁金

制裁金は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。欧州委員会は制裁金額を算定するにあたり、違反行為の重大性と期間、及び違反行為に関連する Modeléz の売上高を考慮した。

さらに欧州委員会は、Modeléz が協力手続に基づいて欧州委員会に協力し、競争法違反の責任を明確に認めたことを考慮し、Modeléz に対し 15%の制裁金減額を認めた。最終的に Modeléz には、3 億 3750 万ユーロの制裁金が賦課された。

## 背景

取引業者や小売業者は、価格の安い加盟国市場で製品を調達し、価格の高い加盟国市場で販売しようとする。このような行為により、高価格国における価格低下がもたらされる。並行輸入の制限は、国内市場の孤立につながる可能性があり、製造業者や供給者は消費者に不利益となる高価格を課せるようなるほか、製品の多様性が低下する可能性もある。したがって並行輸入の制限は、単一市場がより良く機能することに対する、規制によらない障壁に相当し、最も

重大な競争制限の1つである。

欧州委員会は、EU を対象とする反競争的行為のおそれに関する独自調査の一環として、2019年11月にオーストリア、ベルギー、ドイツにある Modeléz の施設で抜き打ち検査を実施した。その後欧州委員会は、2021年1月に正式な手続を開始した。

## 2 共謀行為に対する異議告知書送付

### (1) 欧州委員会、Alchem に対し EU における初の製薬カルテルに関する異議告知書を送付 (2024年6月13日)<sup>9</sup>

欧州委員会は2024年6月13日、Alchem International Pvt. Ltd.とその子会社 Alchem International (HK) Limited(以下、両社を総称して「Alchem」という。)に対し、重要な医薬品に関する長期にわたるカルテルに関与していたことが EU 競争法に違反するとの予備的見解を通知した。

Alchem は、医薬品成分 N-ブチル臭化スコポラミン／ヒオスシン(以下「SNBB」という。)の製造業者である。欧州委員会は、Alchem が他の市場参加者と調整し、顧客(販売業者やジェネリック医薬品メーカー)への SNBB の最低価格を決定し、販売数量の割当てに同意していた可能性があることに競争上の懸念を有している。さらに Alchem は、競争者との間で事業上機微な情報を交換した可能性がある。欧州委員会は2023年10月、他の事業者との間で本件と同一のカルテルをめぐる和解決定を採択した。

SNBB は、腹部鎮痛薬であるブスコパン及びそのジェネリック医薬品を製造するための重要な原材料である。

欧州委員会の予備的見解が確認されれば、本件行為は101条違反となるが、異議申立書の送付は調査の結果を予断するものではない。

## 背景

欧州委員会は2023年10月、SNBB カルテルへの関与を理由に、Alkaloids of Australia、Alkaloids Corporation、Boehringer、Linnea、Transo-Pharm の5社に対し総額1340万ユーロ(約22.8億円)の制裁金を賦課した。C2 PHARMA は制裁金減免措置に基づいて、欧州委員会に本件カルテルの存在を明らかにしたため、制裁金は賦課されなかった。6社すべてが本件カルテルへの関与を認め、和解により解決することに合意した。

欧州委員会は同じ調査の一環として、7番目の会社である Alchem に対する手続を開始した。Alchem は2023年10月の和解決定の対象外となったため、同社に関する調査は通常のカルテル手続に基づいて継続された。

---

<sup>9</sup> Press Release, European commission, Commission sends Statement of Objections to Alchem over first pharmaceutical cartel case in the EU, 13 June 2024.

反競争的行為に関する調査を欧州委員会が完了させることについて、法的な期限はない。調査期間は、事件の複雑さ、対象事業が欧州委員会に協力する程度、防御権の行使等の様々な要因によって異なる。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 [tada@toyo.jp](mailto:tada@toyo.jp) までお願いします。)